

第19期

第8回

総会議事録

令和4年1月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年1月17日(月)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	出席	湖南地区
7	降矢 セツ子	欠席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時30分

8. 閉会宣言 15時30分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

中尾 一明

署名人

遠藤 昭夫

事務局	<p>ただいまより、第8回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、降矢セツ子委員から欠席届が出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>19期も半年たちました。</p> <p>昨年いっぱい本当にお世話になりました。</p> <p>本日も足元の悪い中出席していただきありがとうございます。</p> <p>年末にはコロナも収束していそうな雰囲気があったのですが、残念なことにオミクロン株も出現してしまっております。</p> <p>皆さんくれぐれもお気を付けください。</p> <p>それでは本日もよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>10番 中尾 一明 委員</p> <p>19番 遠藤 昭夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿 主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正、追加議案、取り下げはありません。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による</p>

	<p>許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番から3番までの 3件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から3番までの 3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の息子への贈与です。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>次に2番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の息子への使用貸借です。</p> <p>使用借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に3番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、息子夫婦が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番の申請人の経営面積ですが、これは世帯全体のものということでしょうか。</p>
事務局	<p>世帯全体のものになります。</p>
議長	<p>1番から3番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの 3件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 職員2名が農作業を行う予定で、きれいに管理されています。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、地域との調和要件を満たしており、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 1月6日に農業開始の事前審査会を行いました。 農機具は本人の持っているものを使用します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、親戚への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。</p>

	<p>次に7番と8番の 2件について、付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>7番と8番の 2件について調査の結果をご報告いたします。 まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 申請人は双葉郡から須賀川市に避難し農業を再開した方です。 今まで保有している水田の隣の水田を購入するものです。</p> <p>次に8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 渡し人は高齢で農業を継承する身内もおらず早く整理したいことから 今回の申請に至りました。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に9番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に10番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、経営縮小、経営拡大です。</p> <p>1月10日に現地を調査しました。</p> <p>この土地は借り人の土地に接した土地で現在休耕しているため借りて 耕作することになりました。</p> <p>許可後は畑として使用するとのことです。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず1番 1件について付議いたします。 黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。
黒澤 大吉 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農家住宅です。 農地の区分は、第2種農地と判断しました。 1月13日に現地調査を行いました。 農家住宅移転の理由としては、 東日本大震災により地盤が弱い北側が損壊してしまったため、 現在の住宅より100mほど離れた申請地に移転するものです。 土砂の流出等には十分な予防措置を行い、 合併浄化槽により汚水処理を行い排水します。 以上、1番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

	<p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番と3番の 2件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>2番 3番 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>2番の転用の目的は貸駐車場、3番の転用の目的は駐車場です。</p> <p>農地の区分は、2番については第3種農地、3番については第2種農地と判断しました。</p> <p>申請人は平成16年に田村保育所近くに保育所職員用の駐車場を作りましたが、用地が違反転用地であることが発覚したため、3番の申請の農機具置き場用駐車場とともに是正することになったものです。</p> <p>以上、2番 3番 2件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番と3番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場、 (これらの支所を含む。)並びにこれらに掲げる施設に類する施設の 周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。 申請地は田村行政センターから300m以内の距離にあります。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>次に3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の 2件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議します。 松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。

	<p>転用の目的は文化財発掘調査に伴う休憩所の一時転用です。 農地の区分は農用地として判断しました。</p> <p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として 利用すべき土地として定められた土地の区域内にある 農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要と認められること、かつ、 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は 第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の 達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる 一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。

	次に2番 1件について付議します。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は駐車場です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 1月10日に現地を調査しました。 申請人が経営する社員保養施設のための駐車場とのこと。 周辺に農地はなく周辺農地の営農に支障はありません。 以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで4条1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、4条1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。

	<p>1番から17番までの17件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から17番までの17件の農用地利用集積計画につきましては、 利用権設定8件、所有権移転9件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から17番までの17件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から17番までの 17件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を 議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 令和3年8月18日、 第3回農業委員会総会にて許可した案件になります。 申請者、土地の表示は記載の通りです。 申請の事由は、期間の延長です。 採掘個所に大量に地下水が流入し、 排水に大幅な時間を要することから 2か月間の延長が必要になったとのこと。 所有者も了解しています。 許可基準についても問題なく、許可相当と思われます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について 承認相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について 承認相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 1月5日に現地を確認しました。 申請人は2年ほど前に土地を相続しましたが、 農業をする予定もなく耕作放棄地化していました。 傾斜地で周辺も山林に囲まれており、農地への復元は困難です。 周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第6号を終わります。

	<p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から7番までの7件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から20番までの20件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>ただいまの第1号と第2号の報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>令和4年農地の賃借料情報についてお配りしました。</p> <p>令和2年の10月までに締結された賃貸借契約に基づいて作成したものです。</p> <p>農業労働賃金額とともに配布いたします。</p>
事務局	<p>トヨタ自動車のカイゼン講演会についてお配りいたしました。ご確認ください。</p> <p>トヨタ自動車の農業分野について講演する予定です。</p>
事務局	<p>2月7日農業経営改善セミナーについての資料もお配りしました。</p> <p>自社のブランド化に向けたモノサシの創り方、第三者継承のポイントと支援機関の役割について講演する予定です。</p>
中尾 一明 委員	<p>お願いなのですが、我々の源泉徴収票について去年は局長にお骨折り頂き1週間ほど早く届けていただきました。</p> <p>今年は米価も低く色々大変でしたがそれはそれとして確定申告はやらなくてはいけないので例年に向けて心機一転頑張るためにもよろしく願いいたします。</p>

事務局	1月21日に発送する予定です。よろしくお願ひいたします。
藤田 稔 委員	農地の賃借料情報について、 米価が60kg11,210円が平均とあり実情と相当違ふ気がするのですが 根拠はどういったものなのでしょう。
事務局	園芸畜産振興課で出した価格になります。
議 長	生産者米価ではありませんのでその辺よろしくお願ひいたします。
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第8回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第8回総会（令和4年1月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

10件で、田 25,779.28㎡ 畑 19,112㎡ でした。

第4条 農地転用は

3件で 農家住宅1件、駐車場1件、貸駐車場1件でした。

第5条 農地転用は

2件で、発掘調査に伴う一時転用1件、駐車場1件でした。

この他、農用地利用集積計画、事業計画変更、非農地証明等がありました。